

2018年度 がん薬物療法専門医資格 更新手続について

■ 専門医資格の更新について

更新の認定には、書類審査と筆記試験の双方に合格することが求められます。

原則、初回申請から5年毎の「**正規更新年度**」に**それぞれ手続を行ってください**。書類申請と筆記試験を受験できる年度は、予め下記の表でご確認ください。

■ 正規更新年度と書類申請・筆記試験

専門医認定番号 (最初の2桁で判別)	初回認定年度	更新年度 (書類申請年度)	筆記試験 受験可能年度	
			事前	正規
08xxxxx 13xxxxx	2009 2014	2018	2017	2018
09xxxxx 14xxxxx	2010 2015	2019	2018	2019
05xxxxx 10xxxxx 15xxxxx	2006 2011 2016	2020	2019	2020
06xxxxx 11xxxxx 16xxxxx	2007 2012 2017	2021	2020	2021
07xxxxx 12xxxxx 17xxxxx	2008 2013 2018	2022	2021	2022

正規更新年度までに書類審査と筆記試験の双方に合格することができず、更新認定が受けられなかった方に限っては、正規更新年度の翌年度も更新手続ができます。

■ 各更新手続ができる年度について

例) 2013年度新規申請者(認定番号: 13xxxxx)の場合

年度	書類申請可能年度											試験受験可能年度					
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		
年目	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
新規申請	申請	新規認定 (2014/4~2019/3)															
第1回更新						申請	更新認定 (2019/4~2024/3)										
手続可能な年度						●	△										
書類申請						●	△										
筆記試験				○	●	△											
第2回更新											申請	更新認定 (2024/4~)					
手続可能な年度											●	△					
書類申請											●	△					
筆記試験									○	●	△						

年度の凡例 ○事前---正規更新年度の前年で、筆記試験が受験できる

●正規---更新手続を行うべき年度(初回申請から5年ごと)

△猶予---正規更新年度までに更新できなかった場合の猶予期間

■ 専門医資格更新手続きの延期について

海外留学や休職等で専門医資格の更新手続きが行えない方に限り、「[更新申請延期理由書](#)」の提出を以て、更新手続きの猶予が認められます。

1. 海外留学により更新申請を延期する場合

「[更新申請延期理由書](#)」に必要事項を記入し、留学を証明する書類を添付して正規更新年度の申請期間内に提出してください。

延期が認められますと、**帰国の翌年度が正規更新年度とみなされ、更新申請と更新試験を受験する必要があります。**申請書類の提出と筆記試験受験の申込については、申請の当該年度の要綱に従ってください。なお、帰国の時期により、帰国の当年度内に筆記試験が受験可能な場合は受験が認められます。

(注意) 更新猶予から回復後の筆記試験**受験回数は最大 2 回**までです。

2. 病気療養により更新申請を延期する場合

「[更新申請延期理由書](#)」に必要事項を記入し、正規更新年度の申請期間内に提出してください。

延期が認められますと、**延期理由が解消（回復）された年の翌年度が正規更新年度とみなされ、更新申請と更新試験を受験する必要があります。**申請書類の提出と筆記試験受験の申込については、申請の当該年度の要綱に従ってください。

(注意) 更新猶予から回復後の筆記試験**受験回数は最大 2 回**までです。

3. 研究業績単位（合計 50 単位）の不足により更新申請を延期する場合

研究業績単位の取得期間を 1 年延長できます。

「[更新申請延期理由書](#)」に必要事項を記入し、正規更新年度の申請期間内に提出してください。延期が認められますと、次回更新の単位として算入されるべき正規更新年度の翌年度（＝前回更新から 6 年目）分の取得単位を、当該更新申請の単位に算入できます。

(注意) **単位の不足による延期申請は、正規更新年度のみ**に限りです。

※更新延期に関わらず、受験可能年度内ならばいつでも筆記試験は受験できます。正規受験年度（更新申請延期の当年度）の筆記試験を受験する場合は、更新申請延期理由書の提出と併せて、筆記試験を申込みしてください。

※正規更新年度の翌年度（猶予期間）も更新が未完または試験に合格できない場合は、直近の認定期間満了日に遡って資格喪失となります。

※次回更新時の研究業績単位取得期間は **1 年短縮され、4 年間で 50 単位**を取得する必要があります。

4. 更新申請の失念により更新申請を延期する場合

更新申請手続き時期を 1 年繰り延べできます。

更新申請不履行に気づいた時点で、「[更新申請延期理由書](#)」に必要事項を記入し提出してください。正規更新年度の翌年度に限り猶予が認められます。

(注意) **手続き失念による更新申請延期は、正規更新年度のみ**に限りです。

※更新延期に関わらず、受験可能年度内ならばいつでも筆記試験は受験できます。正規受験年度（更新申請延期の当年度）の筆記試験を受験する場合は、更新申請延期理由書の提出と併せて、筆記試験を申込みしてください。

※正規更新年度の翌年度（猶予期間）も更新が未完または試験に合格できない場合は、直近の認定期間満了日に遡って資格喪失となります。

※次回更新時の研究業績単位取得期間は **1 年短縮され、4 年間で 50 単位**を取得する必要があります。

◆ 注意事項 ◆

更新手続きの延期が認められた場合、認定期間満了後から次に合格できるまでの間は専門医資格が停止されます。**資格停止中は、本学会専門医制度に係る権能のすべてが停止されるため、認定研修施設の申請責任者や受持患者報告書などの署名捺印はできません。また、厚生労働省公示に基づく「専門医の広告」もできません。**